

北海道医療給付事業（重度心身障がい者、ひとり親家庭等、乳幼児等） における法別番号について

平成30年8月診療分より、北海道医療給付事業に係る医療費の請求方法が、紙の「請求書」から「レセプト請求」へ変更（レセプト併用化）となることから、各事業における法別番号を次のとおりとします。

<請求方法の変更> ※医科、歯科、調剤、訪問看護

区分	～平成30年7月診療分	平成30年8月診療分～
医療費の請求方法	紙の「請求書」により市町村・国保連へ請求	北海道医療給付事業に法別番号を符番し、レセプトにより受給者の主保険に応じて（国保連・支払基金）請求

なお、柔道整復は請求方法に変更ありません（紙請求）ので、ご注意願います。

<各事業の法別番号>

区分	重度心身障がい者	ひとり親家庭等	乳幼児等	備考
北海道基準	45	93	90	対象者：北海道基準（以下「道基準」） 患者負担：道基準
北海道基準の上乗せ	46	94	91	対象者：道基準 患者負担：道基準で生じる患者負担を市町村が助成
市町村独自拡大	47	95	92	対象者：道基準以外 患者負担：市町村独自に基準を定めて助成

対象者の範囲や窓口での患者負担額などについては、市町村で発行する受給者証に記載されることから、レセプト請求の際には、必ずご確認ください。

参考：北海道医療給付の概要【道基準】

区分	重度心身障がい者	ひとり親家庭等	乳幼児等
助成対象	<ul style="list-style-type: none"> 身障1級、2級、3級（3級は、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害に限る。） 重度の知的障がい者（IQおおむね35以下、身障者はIQおおむね50以下） 精神障がい者（精神保健福祉手帳1級所持者） 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等の母又は父及び20歳未満の児童 	<ul style="list-style-type: none"> 対象年齢は小学生まで
助成範囲	入院、通院（精神障がい者は入院を除く。）	母又は父：入院のみ 児童：入院、通院	入院、通院（小学生は入院のみ）
患者負担	総医療費の1割 入院・通院（訪問看護含む） 月額上限額 57,600円（多数回該当 44,400円※1） 通院（訪問看護含む） 月額上限額 14,000円※2（年間上限144,000円※3）		
	非3課税未・満	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 柔整 270円（マッサージ鍼灸は初診時一部負担金なし）	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円
非課税	総医療費の1割（訪問看護のみ） 通院 月額上限額 8,000円		

※1 過去12ヶ月の間に3回以上月額上限に達した場合は、4回目以降44,400円

※2 平成30年8月診療分から通院（課税）の月額上限額は、18,000円となります。

※3 8月から翌7月までの1年間の自己負担額（通院のみ）合計の上限は144,000円